

上田市地域防災計画 火山災害対策編

新旧対照表

令和3年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
8	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="219 261 1010 352"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1115 261 1906 352"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	中部電力株式会社	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (事業者名を修正)</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
中部電力株式会社	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること										

頁	新	旧	修正理由・備考
16	<p align="center">第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (5) 災害応急対策等への備え <u>ウ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</u> <u>エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u> また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u> <u>オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力などの活用に努めるものとする。</u> <u>カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u> <u>キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u> <u>ク 火山災害警戒地域の指定</u></p> <p><u>(別記)防災機能を有する道の駅一覧 風水害対策編 参照</u></p>	<p align="center">第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (5) 災害応急対策等への備え (新設) <u>ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u> また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>実効性の確保に留意するものとする。</u> <u>エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力などの活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>オ 火山災害警戒地域の指定</u></p>	<p>国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
19	<p align="center">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間</u>等を定めておくものとする。</p>	<p align="center">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画 に合わせて修正 (令和元年東日本台風災害対応の振り返りを踏まえた修正)</p>
21	<p align="center">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 <u>(4) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (新設)</p>	<p>国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加)</p>
32	<p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 <u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u> <u>そのため、衛生、食事、睡眠(T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド等(睡眠))に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p>	<p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画 に合わせて修正 (避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
33	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(ア) 平常時における広報</p> <p><u>a ホームページ、Twitterによる周知</u></p> <p><u>b 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</u></p> <p><u>c 住民に対する巡回指導</u></p> <p><u>d 防災訓練等</u></p> <p>(イ) 災害時における広報</p> <p><u>a ホームページ、Twitterによる周知</u></p> <p><u>b 広報車による周知</u></p> <p><u>c 避難誘導員による現地広報</u></p> <p><u>d 住民組織を通じた広報</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>(3) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について動察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(ア) 平常時における広報</p> <p><u>a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</u></p> <p><u>b 住民に対する巡回指導</u></p> <p><u>c 防災訓練等</u></p> <p>(イ) 災害時における広報</p> <p><u>a 広報車による周知</u></p> <p><u>b 避難誘導員による現地広報</u></p> <p><u>c 住民組織を通じた広報</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>(3) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (ホームページ等による周知を追加、文言の追加)</p>
35	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(7) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u></p> <p>(10) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(15) <u>「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(16) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(7) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(10) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(15) <u>「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(16) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加、令和元年東日本台風における振り返りを踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
38	<p>6 在宅避難者等の支援 (1) 現状及び課題 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。 ア 在宅避難者(被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。) イ 親戚宅等避難者(親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。) 加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。 (2) 実施計画 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風において、在宅避難者の状況把握に時間を要したことが課題であったことを踏まえた修正)</p>
51	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 5 土砂災害警戒区域の対策 (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</p>	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 5 土砂災害警戒区域の対策 (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
57	<p>第31節 農林水産物災害予防計画 第3 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第31節 農林水産物災害予防計画 第3 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (組織改正に伴う修正)</p>
59	<p>第33節 防災知識普及計画 第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>第33節 防災知識普及計画 第1 基本方針 「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																													
76	<p>第8節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 消火活動関係</p> <p>(ア) 出火防止及び初期消火</p> <p>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。</p>	<p>第8節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 消火活動関係</p> <p>(ア) 出火防止及び初期消火</p> <p>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>(文言の修正)</p>																																													
86	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示(緊急) 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川種類</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水予報河川</td> <td>千曲川</td> <td>生田</td> <td>1.9m</td> <td>3.1m</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>千曲川</td> <td>塩名田(佐久)</td> <td>3.0m</td> <td>3.3m</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水位周知河川</td> <td>依田川</td> <td>依田橋</td> <td>1.8m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m</td> </tr> <tr> <td>神口川</td> <td>神川</td> <td>1.1m</td> <td>2.7m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>浦野川</td> <td>浦野川</td> <td>1.3m</td> <td>1.9m</td> <td>1.9m</td> </tr> </tbody> </table>	河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m	水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m	神口川	神川	1.1m	2.7m	3.0m	浦野川	浦野川	1.3m	1.9m	1.9m	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示(緊急) 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川(依田橋観測所)</th> <th>千曲川(塩名田観測所)</th> <th>千曲川(生田水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3.8m</td> <td>3.3m</td> <td>4.5m</td> </tr> </tbody> </table>		依田川(依田橋観測所)	千曲川(塩名田観測所)	千曲川(生田水位観測所)	はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m	避難判断水位	3.8m	3.3m	4.5m	<p>千曲川河川事務所による汎濫危険水位及び避難判断水位の改訂に伴う修正、河川とはん濫危険水位の追加</p>
河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																																											
洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m																																											
	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m																																											
水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m																																											
	神口川	神川	1.1m	2.7m	3.0m																																											
	浦野川	浦野川	1.3m	1.9m	1.9m																																											
	依田川(依田橋観測所)	千曲川(塩名田観測所)	千曲川(生田水位観測所)																																													
はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m																																													
避難判断水位	3.8m	3.3m	4.5m																																													
91	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</p> <p>その際、衛生、食事、睡眠(T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド等(睡眠))に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。</p>	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>(避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえた修正)</p>																																													

頁	新	旧	修正理由・備考
93	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとすよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>ス 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>セ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>ソ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>タ</u> 市は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p><u>チ</u> 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行うものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとすよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p><u>ス</u> 市は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p><u>セ</u> 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>
95	<p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、<u>在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ</u> 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、<u>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。<u>なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>オ</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p><u>イ</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされる<u>よう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
107	<p align="center">第3 6節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（<u>土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画</u>）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p>	<p align="center">第3 6節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 （避難確保計画を追記）</p>